

介護保険だより

平成29年5月号

群馬県国民健康保険団体連合会

平成29年4月制度改正について

平成29年4月制度改正により、臨時に介護職員処遇改善加算の報酬改定が行われました。内容は算定要件の追加及び加算率の変更（加算Ⅰの新設）等が行われます。

介護職員処遇改善加算の区分

	加算(Ⅰ) (新規) (月額3万7千円相当)	加算(Ⅱ) (※旧加算(Ⅰ)) (月額2万7千円相当)	加算(Ⅲ) (※旧加算(Ⅱ)) (月額1万5千円相当)	加算(Ⅳ) (※旧加算(Ⅲ)) (加算(Ⅲ)×0.9)	加算(Ⅴ) (※旧加算(Ⅳ)) (加算(Ⅲ)×0.8)
算定要件	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ 及び キャリアパス要件Ⅲ + 職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件のいずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件のいずれも満たさず

(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

介護職員処遇改善加算に係る加算率について

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により 算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により 算出した単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

5月審査分については、制度改正後初めての請求となりますので御留意ください。
請求に係るサービスコード等についても変更となりますので、請求ソフト等については制度改正対応版を御使用いただき請求を行ってください。

介護予防ケアマネジメントの請求について

1 事業対象者のケアマネジメント審査支払について

介護予防・日常生活総合支援（総合事業）利用者のケアマネジメント費（ケアマネ費）については、現在本会では要支援者に係るもののみ審査支払を行っていますが、平成29年5月審査分から、事業対象者に係るケアマネ費についても本会経由の審査支払が可能となります。

地域包括支援センターにおかれましては、各市役所及び役場に事業対象者に係るケアマネ費を直接請求されていましたが、平成29年5月審査以降については本会に請求していただきますようお願いいたします。

平成29年4月審査以前		平成29年5月審査以降	
要介護度	提出先	要介護度	提出先
要支援2	国保連合会	要支援2	国保連合会
要支援1	国保連合会	要支援1	国保連合会
事業対象者	各市役所・役場	事業対象者	国保連合会

2 ケアマネジメントB及びCの審査支払について

ケアマネジメントB及びCに係る審査支払についても平成29年5月審査分から本会で実施することとなりますので、ケアマネジメントB及びC実施している市町村の地域包括支援センターにつきましては、市町村の御担当の方に確認のうえ、本会に請求いただきますようお願いいたします。

平成29年4月審査以前		平成29年5月審査以降	
種類	提出先	種類	提出先
ケアマネジメントA	国保連合会	ケアマネジメントA	国保連合会
ケアマネジメントB	各市役所・役場	ケアマネジメントB	国保連合会
ケアマネジメントC	各市役所・役場	ケアマネジメントC	国保連合会



問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
 TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
 ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)
 群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

